

会 議 録

会議の名称	令和 7 年 4 月 定例教育委員会
開催日時	令和 7 年 4 月 21 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
開催場所	市役所 7 階 会議室 7
出席者(欠席委員) 説明者	出席委員：野木森教育長、松本教育長職務代理者、押谷委員、三須委員、大村委員、浅美委員 説明者：教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、管理指導主事、指導主事、学校教育グループ長
会議の議題	1 開会 2 前回会議録の承認 3 教育長報告 4 協議事項 議案第 11 号岩倉市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について (学校教育課) 議案第 12 号岩倉市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について (学校教育課) 議案第 13 号岩倉市教育支援委員会委員の委嘱について (学校教育課) 議案第 14 号岩倉市教育振興基本計画推進委員会委員の委嘱について (学校教育課) 議案第 15 号岩倉市立小中学校における学校運営協議会委員の委嘱について (学校教育課) 議案第 16 号令和 7 年度岩倉市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について (学校教育課) 議案第 17 号岩倉市社会教育委員の解嘱について (生涯学習課) 5 報告事項 6 自由討議 7 閉会
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☐ 会議の委員長の確認を得ている ☒ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他()
会議に提出された資料の名称	・次第 ・令和 7 年 3 月 定例教育委員会会議録 ・議案 ・令和 6 ・ 7 年度小中学校児童生徒・学級数 ・令和 7 年度 岩倉市学校別教職員数一覧 ・地域学校協働活動推進事業について ・ 5 月行事予定
公開・非公開の別	☒ 公開 非公開
傍聴者数	0 人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

教育長：出席委員は、6人全員で会議は成立しています。これより、4月定例会を開催いたします。よろしくお願いします。

2 前回会議録承認

令和7年3月24日開催の定例会の会議録について承認を受ける。

3 教育長報告

教育長：本日は、報告事項が6点あります。

1点目は、組織替えについてです。教育委員会委員に新たに浅美裕樹氏が就任されました。また、教育委員会事務局も異動があり、生涯学習課長に中野高歳前学校教育課長が、学校教育課長に酒井寿前学校教育グループ長が、学校教育グループ長に井上佳奈前健康課統括主査が就任しています。初めての方もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いします。（自己紹介）

2点目は、教育委員会委員の役割分担についてです。教育長職務代理者には松本委員に、丹波地方教育事務協議会には引き続き、三須委員と大村委員に、議事録署名者に押谷委員と浅美委員をお願いしたいと思います。

また、松本委員が務めてくださっている愛知縣市町村教育委員会連合会の監事については、7月7日の総会で交代となりますが、それまでは任期となりますので、よろしくお願いいたします。

3点目は、小中学校の新年度体制についてです。今年は全国的に入学式・始業式が遅めとなり、無事終了しました。学校側はゆとりを持って準備ができたようです。小学校の学級編制基準は今年度から6年生まで国の基準で35人学級が適用となりました。中学校では、国の基準で40人学級ですが、中学1年生だけは県の基準で35人学級が適用されています。岩倉東小学校には「ことばの教室」以外に通常の通級指導教室が新設されました。これで岩倉市内の小中学校7校全てに通級指導教室が設置されたことになります。以上が小中学校の新年度体制についての報告となります。

4点目は、管理職の教職員評価苦情申立制度についてです。教員の評価制度については、校長・教頭の評価が次年度の処遇に反映される仕組みが導入され3年目になります。それに伴い、もし評価に対して苦情の申し出があった場合は、教育委員会に「苦情審査委員会」を設置するという形になっています。苦情審査委員会は委員長、副委員長、複数名の委員によって組織することとし、年度当初に教育委員会で決定するとされています。例年、委員長は教育長職務代理者、副委員長は教育部長、委員は学校教育課長が務めることとしております。

5点目は、コミュニティ・スクールの導入についてです。今年度から市内全7校で本格導入します。「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」を一体的に進める形です。どちらにも地域と学校の橋渡し役となる「地域学校協働活動推進員」を配置していきます。この役割を岩倉市では「地域連携コーディネーター」と呼んでいます。今年度から新しく始まる南部中学校区では5月から実働を開始します。これからは地域学校協働活動を少しずつ膨らませていく予定です。

6点目は、部活動の地域連携及び地域移行についてです。3月24日の総合教育会議で説明したとおりですが、改訂した推進計画に基づいて進めております。サッカー部と柔道部では部活動指導員の活用とともに、合同部活動を実施しています。休日に合同練習を行っており、条件が整えば他の種目でも合同部活動を取り入れていく方向ですが、今のところなかなか難しい状況です。新たに陸上部にも部活動指導員を導入し、ランニングトレーニングという陸上練習を開始しています。このランニングトレーニングは、両中学校の陸上の競技に出たい生徒が希望があれば練習できるというシステムを整えています。また、岩倉中学校にはあるが南部中学校にはない部活動を希望する生徒が南部中学校にいる場合には「拠点校部活動」という形で岩倉中学校の練習に土日に参加するというのも今年度から進めていくという方向で保護者には連絡しています。さらに、「中学生が参加できる地域活動一覧表」を更新し、「すぐえる」で配信していきます。

この一覧表は昨年から配信していますが、スポーツ少年団の卓球で中学生が 20 名増加するなど、中学生の参加が段々増えています。一覧表だけ見ても活動の中身がよくわからないということもありますので、今年度は地域活動の体験会を計画しており、具体的には 11 月 21 日の「県民の日 学校ホリデー」に開催する予定で準備を進めています。

私からの報告事項は以上です。

本日の議題は、年度当初ですので、教育委員会が所管する各種組織の委員の承認が主な議案です。慎重審議をお願いいたします。

4 協議事項

議案第 11 号 岩倉市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について(学校教育課)

原案どおり承認

教育長：何かご意見やご質問はありませんか。

全委員：(意見・質問なし)

教育長：第 11 号議案「岩倉市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、承認してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

教育長：第 11 号議案「岩倉市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、承認します。

議案第 12 号 岩倉市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について(学校教育課)

原案どおり承認

教育長：何かご意見やご質問はありませんか。

全委員：(意見・質問なし)

教育長：第 12 号議案「岩倉市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」は、承認してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

教育長：第 12 号議案「岩倉市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」は、承認します。

議案第 13 号 岩倉市教育支援委員会委員の委嘱について(学校教育課)

原案どおり承認

教育長：何かご意見やご質問はありませんか。

全委員：(意見・質問なし)

教育長：第 13 号議案「岩倉市教育支援委員会委員の委嘱について」は、承認してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

教育長：第 13 号議案「岩倉市教育支援委員会委員の委嘱について」は、承認します。

議案第 14 号 岩倉市教育振興基本計画推進委員会委員の委嘱について(学校教育課)

原案どおり承認

教育長：岩倉市教育振興基本計画については、令和 9 年度以降の改定に向けて今年から 2 年間かけて策定を進めていくこととなります。通常の点検・評価に加えて、策定についても同様の委員でお願いしていきます。今年は、新たに 10 年間の教育振興基本計画を策定し直すという作業も加わります。何かご意見やご質問はありませんか。

全委員：(意見・質問なし)

教育長：第 14 号議案「岩倉市教育振興基本計画推進委員会委員の委嘱について」は、承認してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

教育長：第 14 号議案「岩倉市教育振興基本計画推進委員会委員の委嘱について」は、承認しま

す。

議案第 15 号 岩倉市立小中学校における学校運営協議会委員の委嘱について(学校教育課)

原案どおり承認

教育長：今年から新たに南部中学校区にも学校運営協議会が設置されるということで、3校の学校運営協議会委員の委嘱についてご審議いただきます。また、五条川小学校3名、岩倉中学校1名については委員の交代があります。何かご意見やご質問はありませんか。

全委員：(意見・質問なし)

教育長：第15号議案「岩倉市立小中学校における学校運営協議会委員の委嘱について」は、承認してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

教育長：第15号議案「岩倉市立小中学校における学校運営協議会委員の委嘱について」は、承認します。

議案第 16 号 令和7年度岩倉市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について(学校教育課)

原案どおり承認

教育長：何かご意見やご質問はありませんか。

全委員：(意見・質問なし)

教育長：第16号議案「令和6年度岩倉市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、承認してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

教育長：第16号議案「令和6年度岩倉市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、承認します。

議案第 17 号 岩倉市社会教育委員の解嘱について(生涯学習課)

原案どおり承認

教育長：何かご意見やご質問はありませんか。

全委員：(意見・質問なし)

教育長：第17号議案「岩倉市社会教育委員の委嘱について」は、承認してよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

教育長：第17号議案「岩倉市社会教育委員の委嘱について」は、承認します。

5 報告事項

(学校教育課)

- ・令和7年度の職員体制について

学校教育課長が中野課長から酒井に、学校教育グループ長が酒井から井上主幹に変更となった。また、学校教育グループでは飯田主査から坂崎主査に変更となった。

- ・令和6・7年度小中学校児童生徒・学級数について(別紙)
- ・令和7年度岩倉市学校別教職員数について(別紙)

(生涯学習課)

- ・令和7年度の職員体制について

生涯学習課長には学校教育課から中野が異動となった。また生涯学習課の3グループのグループ長は、変更はなかった。

- ・市民茶会について

4月29日(火・祝)に史跡公園にて開催する。内容は、抹茶での接待、琴の演奏、焼き物のチャリティーバザーを実施する。茶席料は、1席200円。席主は加藤社中。

(令和7年5月行事予定について)

- ・予定表のとおり。

(その他)

- ・なし

6 自由討議

押谷委員：岩倉中学校の話になりますが、出欠席はタブレットで報告されていますか。

教育長：「すぐーる」というアプリで行っています。

押谷委員：小学校もそうですか。

教育長：小学校も同様です。

押谷委員：以前は、欠席する時には近所の子を介して学校と連絡帳をやり取りしないといけなかったと思いますが、今はタブレットで報告するようになったということですね。

教育長：その通りです。

押谷委員：また、先生たちが出欠席を保健室に報告しているということですが、それがしっかり報告されてない、できないということを聞きました。結局、岩倉中学校は紙とタブレットのダブルで報告しており、それを養護教諭が再チェックして欠席を確認しているとのこと。これは、早々にタブレットにしていだきたいということと、また岩倉中学校は今回、養護教諭の異動の関係で、周りの市町村と岩倉はアプリが違うことから、かなり手間取っているということを知りました。ケアしていただくとよいと思います。

教育長：一昨年まで「tetoru (テトル)」というアプリを使っていまして、おそらく他市町はそれを使っていると思います。今は「C4th (シーフォース)」という校務支援ソフトで出欠席を管理しています。岩倉市は子育て支援の関係で「こどもまんなか応援サポーター宣言」したとき、保育園と共通の「すぐーる」というアプリにすべて変更し、これまですぐーるとシーフォースが連動していないことがネックでしたが、間もなくテトルと同様にすぐーるも連動するということが決まっております。そうすると、おそらく操作しやすくなると思います。

押谷委員：学校は、17時以降は留守電になっていますか。

教育長：学校ごとで異なります。

押谷委員：緊急時の連絡網はどのようになっていますか。例えば、子どもが帰ってこないとか。

教育長：留守電に入れていただければ、それを聞いて対応します。学校は、留守電に録音される際、音声聞いて、必要であれば対応しております。

押谷委員：よく保護者から、17時以降の緊急時はどこに連絡すればいいか、わからないみたいです。

教育長：閉校日と同じように市役所に連絡してもらえばよいです。再度、周知していきたいと思います。

松本委員：ラーケーションの取得が始まると思いますが、どのような状況ですか。今年のゴールデンウィークは飛び石連休で、取得しにくいかもしれませんが。

教育長：状況はまだつかんていせんが、去年は連休のはさまの3日間授業日でしたが、この3日間を休みにした家庭が一部ありました。状況がわかりましたら、報告させていただきます。

押谷委員：PTAの問題点として、任意加入であるということが全員に伝わっていないということがあると思います。以前、学校にも伝えたことがありますが、任意組織であるためPTAを改善することについての窓口がないように思います。また、加入する意思決定のやり取りができていないというのが、会として成立していないのではないか、会自体、任意の会であるため、今後改善されていくのか、PTA会長の経験のある浅美委員はどう思われますか。

浅美委員：実際、身近な学校でこういうことが起こっているのかは耳に入っていないですが、そのように思っている方もおみえだと思ひます。子ども会もそうですが、加入しない方も出てきてい

るみたいですし、PTAも入りたくない、入る意味がないという方もいると思います。そのような問題を受ける窓口がないというのは、その通りだと思います。

押谷委員：任意団体であるのに、先生や生徒から徴収したお金の流れも分からないですし、その確認もされていないことについては、是正しないといけないと思います。

浅美委員：入学したら、自動的に加入してしまうシステムになっているため、きちんとするなら小学校1年生のときに「入るか、入らないか」の意思確認をとらなければならないと思います。今のご時世、お金の流れの透明性は大切だと思います。

三須委員：会計報告はありますよね。

浅美委員：会計報告はありますが、県に納めているお金の流れなどは、教頭先生、事務局の方にやっていたので分かりません。

押谷委員：PTAに入る意思確認と、入らないことによって自分たちの子どもが不利益を被らないという保障がないと存在がかえって害悪になっていると思います。これを保障してくれるPTAだと思いますし、もともとPTAができた趣旨も子どもを援護しようというものだと思います。そういう会にしないといけないのに、みんなの意思を確認されない、というのは問題だと思います。

松本委員：4月に1年生の児童の手紙の中に、PTAの案内が入っていたと思います。手紙の文面までは覚えていませんが、任意団体であることが記載してあったように思います。加入の有無や氏名の記載等があったかは覚えていませんが。

教育長：押谷委員のご指摘を受けて、会則の変更はすべての学校で行いました。また、加入が任意とのお知らせをするようになりました。意思決定をしている学校は、全国的にみてもまだ少ないようです。ただ、子どもたちのためになっているPTA活動という側面もありますし、コミュニティ・スクールが始まっていますので、PTA活動を地域学校協働活動が代替しているところもコミュニティ・スクールの歴史が長いところではありますので、そのようなことを行いながら、PTA組織が正しいやり方になるよう流れていくべきだと思います。今、学校は行事ごとにボランティアを募ってやるような形のところも出てきていますので、岩倉市は過渡期だと思います。

浅美委員：学校運営協議会で話をしましたが、今、五条川小学校で樹木の剪定やトイレ掃除などボランティア活動が始まっていますが、そこでシニアの方と会う機会がある中で、PTAがいるのになぜ我々がやらなければならないのか、と言われることもあります。結局、そうなるに進まないですね。

教育長：社会全体の意識が徐々に変わっていくのを促していくしかないですね。

浅美委員：押谷委員が言われたとおり、PTAというものはまず入る雰囲気になってしまっているということもそうですし、地域などでもPTAに任しておけばいい、保護者に任しておけばいいという感覚もあると感じたこともあります。

教育長：問題として認識して、少しずつ働きかけていきたいと思います。

今回は5月26日(月)、午後1時半より曾野小学校で開催します。以上で令和7年4月定例教育委員会を閉会します。

会議録記載事項は、上記のとおり承認し、ここに署名いたします。

令和7年5月26日

岩倉市教育委員会教育長

岩倉市教育委員

岩倉市教育委員

作成した職員
学校教育課主幹